

令和2年3月6日(金曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

野々市市緊急経営安定支援特別資金融資制度に基づき指定した 災害等「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」の対象中小企業者に係る要件変更について

3月2日付けで、今般の新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている中小企業・小規模事業者の方を対象とした支援策をご案内いたしましたが、市緊急融資制度についての要件を3月6日付けで以下のとおり緩和します。

【対象中小企業者】

改正前 指定する災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれること。

改正後 指定する災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高)が前年同月に比して5%以上減少していること。

お問い合わせ先

野々市市産業振興課商工労働係 TEL:227-6082